

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主な変遷

	1970(昭和45)年	1976(昭和51)年	1991(平成3)年	1997(平成9)年	2000(平成12)年	2003(平成15)年	2004(平成16)年	2005(平成17)年
廃棄物の区分	○一般廃棄物、産業廃棄物 廃棄物を国民の日常生活の中から排出されるものを中心とする一般廃棄物と事業活動に伴って排出される産業廃棄物に区分		○特別管理廃棄物制度 人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれのある性状を有する廃棄物について、「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」をそれぞれ新設				○指定有害廃棄物の規制 「硫酸ピッチ」を指定有害廃棄物として指定	
責務・制度	○事業者の責務 事業活動に伴って生じた廃棄物は、すべて事業者が処理責任を有するとして、事業者は産業廃棄物を自ら処理基準に従つて処理するか、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託処理することを義務化	○再委託の禁止 処理責任の明確化のために、産業廃棄物処理業者は、その処理を他人に委託することを原則禁止した	○廃棄物に配慮した事業活動 廃棄物の排出抑制と減量化の積極的な推進		○排出事業者責任の徹底 他人に産業廃棄物の処理を委託する場合に、最終処分が終了する一連の処理行程に、注意義務を負うことを明記			
	○委託基準 産業廃棄物の処理に関する事業者責任を明確化するため、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に従うべき基準を設定	○収集運搬業と処分業を区分け 業許可の適正化を図るため、収集運搬業と処分業に分け、収集運搬は収集運搬業者に、処分は処分業者にそれぞれ書面(委託契約書)により委託することを義務化	○処理業の欠格要件を拡充 欠格要件に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反した者等を追加。また、法人役員の範囲を「取締役等と同等以上の支配力を有していると認められる者」に拡大。	○処理業の欠格要件を拡充 欠格要件に「暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員が事業活動を支配する法人等」を追加				
	○廃棄物処理業 産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を得ることを義務化	○特別管理産業廃棄物管理責任者 事業場において特別管理産業廃棄物の適正な管理を行わせるため、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に当該責任者を置くこととしたもの		○不法焼却の禁止 処理基準に従つて行う焼却や公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものなど、一定の例外を除いて廃棄物の焼却を禁止				
廃棄物処理施設	○廃棄物処理施設 政令で定める廃棄物処理施設(中間処理施設)について、設置に当たって都道府県知事に届け出ることを義務化	○構造基準 適正処理の確保や周辺環境への影響を事前審査するため、新たに施設の技術上の基準を設定	○設置について届出制から許可制へ 信頼性、安全性の高い施設の設置が円滑に行われるよう、届出制から許可制へ改正	○生活環境影響調査の実施、告示・縦覧、関係市町村長・利害関係者等の意見聴取など設置手続の明確化			○最終処分場跡地等の形質変更時の規制 廃止された最終処分場等を区域指定し、土地の形質変更を行う場合に届出を義務化	○最終処分場維持管理積立金制度の拡充 維持管理積立金制度を安定型最終処分場に適用拡大
	○維持管理基準 廃棄物処理施設は省令のさだめるところにより維持管理することを義務化	○最終処分場が追加設置等の届出をする廃棄物処理施設に最終処分場を追加		○最終処分場の維持管理積立金制度 管理型最終処分場の埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に積み立てることを義務化	○譲受け等の許可制 廃棄物処理施設の譲受けや借用に当たり都道府県知事の許可を必要		○事故の知事への報告 廃棄物処理施設で事故が発生した場合に、都道府県知事への報告を義務化	
事業者責任	○技術管理者 廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置くことを義務化	○産業廃棄物処理責任者 有害物質を含む産業廃棄物を生ずる施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業者は処理責任者を置くことを義務化		○最終処分場の廃止確認制度 最終処分場を廃止する場合、技術上の基準に適合していることについて、都道府県知事の確認を受けた場合に限り廃止が可能				
		○措置命令規定の創設 生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、一般廃棄物の場合には市町村長が、産業廃棄物の場合には都道府県知事が必要な措置を講ずることが可能となった	○特管産廃にマニフェスト使用を義務づけ 排出事業者等に対し、最終処分までの確認を義務付けるため、特別管理産業廃棄物の処理委託に際しマニフェストの交付を義務化	○マニフェストの使用を全ての産業廃棄物に拡大	○マニフェストによる確認の義務付け 中間処理業者に委託した場合に、中間処理業者から最終処分の終了した旨のマニフェストの写しが送付されることにより適正処理の確保を図る	○疑い物について報告微収・立入検査の拡大 廃棄物であることの疑いのある物について、法に基づく報告微収又は立入検査が可能	○マニフェスト制度の強化 産業廃棄物管理票制度違反にかかる勸告に従わない者についての公表及び命令措置の導入	
		○不法投棄廃棄物の撤去命令の発令要件を緩和	○不法投棄された廃棄物の撤去命令の対象者を拡大、代執行にかかるルール化 措置命令対象範囲をマニフェスト不交付等に拡大するとともに、都道府県知事による代執行規定を設置	○不法投棄された廃棄物の撤去命令の対象者を拡大、代執行にかかるルール化 措置命令対象範囲をマニフェスト不交付等に拡大するとともに、都道府県知事による代執行規定を設置	○不法投棄廃棄物の撤去 緊急性の高い場合に、措置命令等を行うことなく代執行を行うことができるよう規定	○不法投棄未遂罪及び不法焼却未遂罪の新設		
				ヤ	○命令の対象者を大幅拡充 マニフェスト義務違反者や、排出事業者等措置命令対象者を拡大			